

資 料

イギリス2006年会社法（8）

イギリス会社法制研究会
(代表者 川 島 いづみ)

本 間 美 奈 子
中 村 信 男

イギリス2006年会社法（8）

- 第1編 通則（第1条～第6条）、第2編 会社の設立（第7条～第16条）
- 第8編 会社の社員（第112条～第144条）
- 第9編 社員の権利の行使（第145条～第153条）（比較法学41巻2号）
- 第10編 会社の取締役 第1章～第4章（第154条～第226条）（比較法学41巻3号）
第5章～第9章（第227条～第259条）
- 第12編 会社秘書役（第270条～第280条）（比較法学42巻2号）
- 第11編 社員による代表訴訟（第260条～第269条）
- 第13編 決議および社員総会 第1章・第2章（第281条～第300条）
- 第14編 政治献金等の規制（第362条～第379条）（比較法学42巻3号）
- 第13編 決議および社員総会 第3章～第7章（第301条～第361条）
（比較法学43巻1号）
- 第16編 会計監査（第475条～第539条）（比較法学43巻2号）
- 第15編 計算書類および報告書 第1章～第3章（第380条～第392条）、
第5章～第10章（第415条～第453条）（比較法学43巻3号）
- 第42編 法定会計監査役（第1209条～第1264条）（以上、本号）

第42編 法定会計監査役（STATUTORY AUDITORS）

〔解説〕（第1章ないし第3章）

第42編では、会計監査役に対する規制について定めており、従来の1989年改正法第2編に修正を加えたものとなっている。

まず第1に、本編の規制を受ける会計監査役の範囲を拡張し、本法第16編に基づき会計監査役に選任された者に加え、第1210条第1項に挙げられている各種法令において会計監査役に選任・指名された者にも、法定会計監査役（statutory auditors）として、本編の規制が及ぶとしている。

第2に、会計検査院長官は、法定会計監査役に選任される資格があるとし、独立監督機関（Independent Supervisor）が、その規制と監督にあたると規定する。

なお、本編の諸規定の多くは、2006年 EC 会社法第 8 指令 (the Updated Eighth Company Law Directive on Audit (2006/43/EC)) によるものである⁽¹⁾。

既に、幾多の改正、削除または追加が見られるが、本稿では施行当初の条文を扱うものとする⁽²⁾。

〔条 文〕

第 1 章 通則 (INTRODUCTORY)

第1209条 本編の主たる目的 (Main purposes of Part)

本編の主たる目的は、次の各号に掲げることである。

- (a) 適切な監督を受ける適格者のみが、法定会計監査役に選任されるようにすること、および、
- (b) 選任された者による会計監査が、誠実性および適切な程度の独立性を以て、適切に実施されるようにすること。

第1210条 「法定会計監査役」の意味等 (Meaning of “statutory auditor” etc)

(1) 本編において「法定会計監査役」とは次の各号に掲げる者を意味し、「法定会計監査 (statutory audit)」および「法定会計監査業務 (statutory audit work)」は次の各号に掲げる者の監査および業務を意味する。

- (a) 本法第16編に基づき会計監査役に選任された者
- (b) 1986年住宅金融組合法 (the Building Societies Act 1986 (c. 53)) 第77条または附則第11に基づき会計監査役に選任される者
- (c) 1992年共済組合法 (the Friendly Societies Act 1992 (c. 40)) 第72条または附則第14に基づき共済組合である保険者の会計監査役に選任された者
- (d) 1968年共済および勤労者共済組合法 (the Friendly and Industrial and Provident Societies Act 1968 (c. 55)) 第 4 条または1969年勤労者共済組合法 (北アイルランド) (the Industrial and Provident Societies Act (Northern Ireland) 1969 (c. 24 (N. I.)) 第38条に基づき勤労者共済組合である保険者の会計監査役に選任された者
- (e) 2004年保険会計指令 (ロイズ・シンディケート合算会計) 規則 (the Insurance Accounts Directive (Lloyd’s Syndicate and Aggregate Accounts) Regulations 2004 (S. I. 2004/3219)) 第 3 条により会計監査役に選任された者、または、同規則のいう「合算会計 (aggregate accounts)」に関し報告を行うよう指

(1) DTI, Explanatory Notes to the Companies Act 2006, para. 1544.

(2) 改正等については、Palmer’s Company Law: Annotated Guide to the Companies Act 2006 (2nd ed.), 2009を参照。

名された者

- (f) 1993年保険会計指令（各種保険企業）規則（the Insurance Accounts Directive (Miscellaneous Insurance Undertakings) Regulations 1993 (S. I. 1993/3245)）第3条により保険者の会計監査役に選任された者
 - (g) 1991年銀行会計指令（各種銀行）規則（the Bank Accounts Directive (Miscellaneous Banks) Regulations 1991 (S. I. 1991/2701)）第4条により会計監査役に選任された者、および、
 - (h) 選任を授權または要求する所定の法律に基づき、所定の者の中から会計監査役に選任された者
- (2) 本編において「監査対象者 (audited person)」とは、法定会計監査が実施される対象者を意味する。
- (3) 本条第1項各号において、
- 「銀行 (bank)」とは、次の者を意味する。
 - (a) 信用機関業務の開始と事業遂行に関する、欧州議会および欧州連合理事会指令2006/48/EC (Directive 2006/48/EC of the European Parliament and of the Council) 第4.1条 (a) 号にいう信用機関 (credit institution)
 - (b) 欧州共同体設立条約 (the Treaty establishing the European Community) 第48条に定義される会社または事務所
 - 「共済組合 (friendly society)」とは、1992年共済組合法 (the Friendly Societies Act 1992 (c. 40)) にいう共済組合 (friendly society) を意味する。
 - 「勤労者共済組合 (industrial and provident society)」とは、次の者を意味する。
 - (a) 1965年勤労者共済組合法 (the Industrial and Provident Societies Act 1965 (c. 12)) に基づき登録された組合、または、同法第4条により登録されたものと看做された組合
 - (b) 1969年勤労者共済組合法 (北アイルランド) (the Industrial and Provident Societies Act (Northern Ireland) 1969) に基づき登録された組合、または、同法第4条により登録されたものと看做された組合
 - 「保険者 (insurer)」とは、保健事業者の年次計算書類および連結計算書類に関する欧州連合理事会指令1991/674/EEC (Council Directive 1991/674/EEC) 第2.1条にいう保険事業者 (insurance undertaking) である者を意味する。
 - 「所定の (prescribed)」とは、本条第1項 (h) 号の國務大臣の命令により定められた、または、定められた種類を意味する。
- (4) 本条に基づく命令は不採択決議手続に服する。

第1211条 法定会計監査役選任の適格性：概説 (Eligibility for appointment as a statutory auditor: overview)

ある者は、次の各号により適格である場合にのみ、法定会計監査役として選任される適格性を有する。

- (a) 第2章（個人および事務所 (individuals and firms)）、または、

(b) 第 3 章 (会計検査院長官等 (Comptroller and Auditor General, etc))

第 2 章 個人および事務所 (INDIVIDUALS AND FIRMS)

選任の適格性 (Eligibility for appointment)

第1212条 個人および事務所：法定会計監査役選任の適格性 (Individuals and firms: eligibility for appointment as a statutory auditor)

(1) 個人または事務所は、次の各号に該当する場合、会計監査役として選任される適格性を有する。

(a) 認可監督団体 (recognized supervisory body) の会員であり、かつ、

(b) 当該団体の規則に基づき選任される適格性を有する場合。

(2) 第1222条 (1967年法の授權のみを保持する個人 (individuals retaining only 1967 Act authorization)) が適用される場合、その者の、法定会計監査役として選任される適格性は、同条により制限される。

第1213条 不適格の効果 (Effect of ineligibility)

(1) 法定会計監査役として選任される適格性なき者は、監査対象者の法定会計監査役として行為することができない。

(2) 法定会計監査役は、その在任中何時でも、法定会計監査役として選任される適格性を失った場合には、直ちに、

(a) 退任し (直ちに効力を生ずる)、かつ、

(b) 監査対象者に対し、選任される適格性を失ったため退任した旨を、書面により通知しなければならない。

(3) ある者は、次の場合に有罪とされる。

(a) 本条第 1 項に違反し法定会計監査役として行為した場合、または、

(b) 本条第 2 項に従い、同項 (b) 号にいう通知をしない場合

(4) 本条第 3 項に基づき有罪とされる者は、以下の刑に処せられる。

(a) 陪審による有罪判決 (conviction on indictment) の場合は、罰金、

(b) 陪審によらない有罪判決 (summary conviction) の場合は、法定最高額以下の罰金

(5) ある者は、次の場合に有罪とされる。

(a) 本条第 3 項 (a) 号または本項違反により有罪とされており、かつ、

(b) 有罪判決後 (after the conviction)、本条第 1 項に違反して法定会計監査役としての行為を続けている場合

(6) ある者は、次の場合に有罪とされる。

(a) 本条第 3 項 (b) 号または本項違反により有罪とされており、かつ、

(b) 有罪判決後、本条第 2 項 (b) 号にいう通知をしないままである場合

(7) 本条第 5 項または第 6 項に基づき有罪とされる者は、以下の刑に処せられる。

(a) 陪審による有罪判決の場合は、罰金

(b) 陪審によらない有罪判決の場合は、法定最高額の10分の1を超えない額に当

該行為または不正が継続する日数を乗じた額の罰金

(8) 本条違反による訴訟手続において、その者が法定会計監査役として選任される適格性がないこと、または、適格性を失ったことを知らず、かつ、そう信じる根拠がなかったことは、その者にとって抗弁 (defence) となる。

独立性要件 (Independence requirement)

第1214条 独立性要件 (Independence requirement)

- (1) ある者に、本条第2項、第3項、および、第4項のうち1以上が適用される場合、その者は監査対象者の法定会計監査役として行為することができない。
- (2) 本項は、ある者が次の各号のいずれかに該当する場合に適用される。
- (a) 監査対象者の役員または使用人、または、
 - (b) その者のパートナーまたは使用人、または、その者がパートナーであるパートナーシップ
- (3) 本項は、ある者が次の各号に該当する場合に適用される。
- (a) 監査対象者の関連企業 (associated undertaking) の役員または使用人
 - (b) その者のパートナーまたは使用人、または、その者がパートナーであるパートナーシップ
- (4) 本項は、次の (a) 号と (b) 号の間に、国務大臣により制定される規則により規定される定義に該当する関係が存在する場合に、適用される。
- (a) その者、または、その者の関係者 (associate) と、
 - (b) 監査対象者、または、監査対象者の関連企業
- (5) 監査対象者の会計監査役は、本条第2項および第3項により、監査対象者の役員または使用人とは看做されない。
- (6) 本条において、監査対象者に関し、「関連企業 (associated undertaking)」とは次の者を意味する。
- (a) 監査対象者の親企業または従属企業、または、
 - (b) 監査対象者の親企業の従属企業
- (7) 本条第4項に基づく規則は、不採択決議手続に服する。

第1215条 独立性欠如の効果 (Effect of lack of independence)

- (1) 法定会計監査役は、その在任中何時でも、第1214条第1項により行為を禁止されるに至った場合には、直ちに
- (a) 退任し (直ちに効力を生ずる)、かつ、
 - (b) 監査対象者に対し、独立性欠如のため退任した旨を、書面により通知しなければならない。
- (2) ある者は、次の場合に有罪とされる。
- (a) 第1214条第1項に違反して法定会計監査役として行為した場合、または、
 - (b) 本条第1項に従い、同項 (b) 号にいう通知をしない場合
- (3) 本条第2項に基づき有罪とされる者は、以下の刑に処せられる。
- (a) 陪審による有罪判決の場合は、罰金、

- (b) 陪審によらない有罪判決の場合は、法定最高額以下の罰金
- (4) ある者は、次の場合に有罪とされる。
 - (a) 本条第 2 項 (a) 号または本項違反により有罪とされており、かつ、
 - (b) 有罪判決後、本条第 1 項 (b) 号に違反し法定会計監査役としての行為を続けている場合
- (5) ある者は、次の場合に有罪とされる。
 - (a) 本条第 2 項 (b) 号または本条違反により有罪とされており、かつ、
 - (b) 有罪判決後、本条第 1 項 (b) 号にいう通知をしないうちである場合
- (6) 本条第 4 項または第 5 項に基づき有罪とされる者は、以下の刑に処せられる。
 - (a) 陪審による有罪判決の場合は、罰金
 - (b) 陪審によらない有罪判決の場合は、法定最高額の10分の1を超えない額に当該行為または不正が継続する日数を乗じた額の罰金
- (7) 本条違反による訴訟手続において、第1214条第1項により、その者が、監査対象者の法定会計監査役として行為するのを禁じられている、または、禁じられるに至ったことを知らず、かつ、そう信じる根拠がなかったことは、その者にとって抗弁となる。

パートナーシップ選任の効果 (Effect of appointment of partnership)

第1216条 パートナーシップ選任の効果 (Effect of appointment of partnership)

- (1) 本条は、次の各号に掲げる国または地域の法律に基づくパートナーシップが、本章により、監査対象者の法定会計監査役に選任される場合に適用される。
 - (a) イングランドおよびウェールズ、
 - (b) 北アイルランド、または、
 - (c) パートナーシップが法人でないとされる、他国または地域 (territory)
- (2) 反対の意思が明らかでない場合を除き、前項の選任は、パートナーではなく、パートナーシップを選任する。
- (3) パートナーシップが終了する場合、選任は、次の各号に掲げる者に及ぶものとして扱う。
 - (a) 当該パートナーシップの業務を継承する、適切なパートナーシップ、または、
 - (b) パートナーシップにおいて従来行われていた業務を継承する、他の適切な者
- (4) 本条第 3 項の適用については、次の各号による。
 - (a) パートナーシップは、承継パートナーシップ (successor partnership) の構成員が、実質的に以前のパートナーシップ (former partnership) の構成員と同一である場合にのみ、他のパートナーシップの業務を継承するものと看做され、かつ、
 - (b) パートナーシップまたは他の者は、以前のパートナーシップの事業の全体または実質的な全体を承継する場合にのみ、パートナーシップの業務を継承するものと看做される。
- (5) パートナーシップが終了し、かつ、法定会計監査役の選任が、第 3 項に基づき

パートナーシップまたは他の者に及ぶものとして扱われない場合、選任は、監査対象者の承諾を得て、適切なパートナーシップまたは他の適切な者に及ぶものとして扱うことができ、それらの者は、次の業務を継承する。

- (a) 以前のパートナーシップの事業、または、
 - (b) 監査対象者の同意により、選任を構成するものとして扱われる部分
- (6) 本条の適用について、次に掲げる場合に、パートナーシップまたは他の者が「適切 (appropriate)」であるとする。
- (a) 本章により、法定会計監査役として選任される適格性を有し、かつ、
 - (b) 第1214条第1項により、監査対象者の法定会計監査役として行為することを禁じられていない場合

監督団体 (Supervisory bodies)

第1217条 監督団体 (Supervisory bodies)

(1) 本編において、「監督団体 (supervisory body)」とは、次の各号に掲げる事項に関し、法定会計監査役としての選任または行為を求める者を、その者が当該団体の会員であるという理由、または、当該団体の監督に服するという理由により拘束する規則を維持及び実施する、イギリス連合王国において設立された団体（法人または法人格なき団体かを問わず）を意味する。

- (a) 法定会計監査役として選任される者の適格性、かつ、
 - (b) 法定会計監査業務の遂行
- (2) 本編において、監督団体の会員とは、当該団体の会員であるか否かを問わず、法定会計監査役としての選任または行為を求めるにあたり、当該団体の規則に従う者をいう。
- (3) 本編において、監督団体の規則とは、（当該団体自体により規定されたか否かを問わず）当該団体が実施する権限を有し、かつ、本編の目的に直接関連する規則をいう。

この規則には、本編の目的に関する限り、当該団体への入会または会員の除名に関する規則を含むものとする。

(4) 附則第10は、本編の目的のため、監督団体の公認に関し効力を有する。

第1218条 損害賠償責任の免除 (Exemption from liability for damages)

(1) 本条第2項にいう者は、本項が適用される職務の遂行または職務の遂行とされる、作為または不作為に対する損害賠償責任を負わない。

- (2) 本項にいう者とは、次の各号に掲げる者をいう。
- (a) 全ての公認監督団体 (any recognized supervisory body)、
 - (b) 公認監督団体のすべての役員または使用人、および、
 - (c) 公認監督団体の運営団体のすべての会員
- (3) 本条第1項は、次の各号に掲げる事項に関連し、または、それらから発生する事項に関する限り、公認監督団体の役割に適用される。

- (a) 附則第10第2編が適用される、当該団体の規則、業務、権限、および、取決

- め (arrangement),
- (b) 同附則第20節により遵守が要求される義務
- (c) 当該団体により発行されたすべてのガイダンス
- (d) 本編により当該団体に課された義務
- (4) 本条第3項(c)号における、公認監督団体により発行されたガイダンスとは、次に掲げるすべてのガイダンスまたは勧告をいい、本編の目的に直接関連する限り、当該団体への入会または会員の除名に関するガイダンスまたは勧告を含むものとする。
- (a) すべての、または、すべてのクラスの会員、または、会員になることを望む者に対し、当該団体により発行または作成され、かつ、
- (b) 本編の目的に直接関連するもの
- (5) 第1項は、次の場合には適用されない。
 - (a) 作為 (the act) または不作為 (omission) が悪意 (bad faith) によるものである場合、または、
 - (b) 当該作為または不作為に関し、1998年人権法 (the Human Rights Act 1998 (c. 42)) 第6条第1項 (条約上の権利に矛盾する公的機関の行為 (acts of public authorities incompatible with Convention Right)) により違法との理由による損害賠償の裁定を禁止するため

職業専門家資格 (Professional qualification)

第1219条 適切な資格 (Appropriate qualifications)

- (1) ある者は、次の各号に該当する場合に、本章により適切な資格を保有する。
 - (a) イギリス連合王国において存在する公認職業専門家資格を保有している場合、
 - (b) 本章施行の直前において、
 - (i) 1989年会社法 (the Companies Act 1989 (c. 40)) 第31条第1項(a)号または(c)号により、同法第2編 (会社会計監査役として選任されるための適格性 (eligibility for appointment as company auditor)) に関する適切な資格を保有しているか、または、
 - (ii) 同法第31条第2項、第3項、または、第4項により、同法第2編に関する適切な資格を保有しているものと扱われていた場合、
 - (c) 本章施行の直前において、
 - (i) 1990年会社 (北アイルランド) 令 (the Companies (Northern Ireland) Order 1990 (S. I. 1990/593 (N. I. 5))) 第34条第1項(a)号または(c)号により、同法第3編に関する適切な資格を保有しており、または、
 - (ii) 同令第34条第2項、第3項、または、第4項により、同令第3編に関する適切な資格を保有しているものと扱われていた場合、
 - (d) 本条第2項に該当する場合、
 - (e) 2005年欧州共同体 (職業資格の公認 (First Generation System) 規則 (the European Communities (Recognition of Professional Qualifications) (First

General System) Regulations 2005 (S. I. 2005/18)) に準じて法定会計監査役職に従事する権限を付与され、かつ、同規則第 6 規則 (regulation 6 of those Regulations) に準じて課されたすべての規定を実行している場合、または、
 (f) 本法第1221条第 5 項に基づく指示 (direction) に従い、本章にいう、公認外国資格 (approved overseas qualification) を保有していると看做される場合
 (2) ある者は、次の場合に、本項に該当する。

- (a) 1990年 1 月 1 日以前に、イギリス連合王国において設立された団体により提供される会計職業専門家資格のための教育課程または実務訓練を開始し、
 - (b) 1990年 1 月 1 日から1996年 1 月 1 日までに当該資格を取得し、
 - (c) 国務大臣が、その資格を、本章による適切な資格として公認した場合
- (3) 国務大臣は、当該資格が授与された時点で、当該団体が、1989年会社法 (the Companies Act 1989 (c. 40)) 第 2 編 (会社会計監査役として選任されるための適格性 (eligibility for appointment as company auditor)) に基づく公認職業専門家資格に関して要求されると同等水準の教育および訓練を受けた者によりのみ当該資格が授与されるための適切な仕組みを有すると認めた場合にのみ、本条第 2 項 (c) 号に基づき、資格を公認することができる。

第1220条 資格付与団体および公認職業専門家資格 (Qualifying bodies and recognized professional qualifications)

- (1) 本編において、「資格付与団体 (qualifying body)」とは、会計職業専門家資格を提供する、イギリス連合王国において設立された団体 (法人であるか権利能力なき社団であるかを問わず) を意味する。
- (2) 本編において、資格付与団体の規則とは、(当該団体自体により規定されたと否とを問わず) 当該団体が執行する権限を有し、かつ、本編の目的に直接関連する規則をいう。

この規則には、本編の目的に関する限り、次の各号に掲げる事項に関する規則を含むものとする。

- (a) 資格のための教育課程への参加の許可または取消
 - (b) 資格の授与または剥奪、または、
 - (c) 実務訓練を実施する目的で、ある者を承認すること、またはその承認を取り消すこと
- (3) 附則第11は、本編の目的のため、資格付与団体により提供される職業専門家資格の公認に関し、効力を有する。

第1221条 外国資格の承認 (Approval of overseas qualifications)

- (1) 国務大臣は、本章により、次に掲げる者が公認外国資格保有者と看做される旨、宣言することができる。
 - (a) 指定された外国法に基づき、計算書類の監査資格を有する者、または、
 - (b) 指定された外国において取得した、指定職業会計士資格を保有する者
- (2) 第 1 項 (b) 号に基づく宣言は、指定の要件の充足を条件とすることができる。
- (3) 国務大臣は、次の各号により、公認職業専門家資格により与えられると同等の

職業専門家の能力の保証が与えられると確信した場合にのみ、第1項に基づく宣言を行うことができる。

(a) 第1項(a)号に基づく宣言の場合、その者が、指定された外国法に基づき、計算書類の監査資格を有するという事実、または、

(b) 第1項(b)号に基づく宣言の場合、第2項に基づき指定された条件に従う指定職業専門家資格

(4) 国務大臣は、宣言の対象となる者が宣言の結果として受ける待遇が、指定された外国において、または、その一部において、与えられ、または、与えられるであろう待遇と同等であると確信する場合にのみ、次の者に対し、第1項に基づく宣言を行うことができる。

(a) 第1項(a)号に基づく宣言の場合、法定会計監査役として選任されるのに適格な者の一部、または、全員、および、

(b) 第1項(b)号に基づく宣言の場合、相当する公認職業専門家資格を保有する者の一部、または、全員

(5) 国務大臣は、公認外国資格保有者が、計算書類の監査に関するイギリス連合王国における法と実務の十分な知識を持つ者であると保証するために国務大臣が追加指定した教育資格を保有していない場合、本章の目的に関連して適切な資格の保有者として扱われないとすることができる。

(6) 国務大臣は、異なる公認外国資格に関し、異なる指示を与えることができる。

(7) 国務大臣は、次に掲げる者に対し、適当と思量する場合、第3項および第4項を考慮し、第1項に基づき宣言を撤回(withdraw)することができる。

(a) 国務大臣が定める日以降、指定の外国の法律に基づき、計算書類の監査を行う資格を得た者、または、

(b) 国務大臣が定める日以降、指定の職業専門家資格を得た者

(8) 国務大臣は、適当と思量する場合、第3項および第4項を考慮し、自ら定める日以降、第2項に基づき指定される要件を変更または廃止することができる

(9) 本条において、「外国(foreign country)」とは、何時の時点においても、その時点において、2005年欧州共同体(職業専門家資格の公認)規則(the European Communities (Recognition of Professional Qualifications) (First General System) (S. I. 2005/18))にいう「関連国(relevant State)」または、その一部ではない国または地域を意味する。

第1222条 1967年法の公認のみを保持する個人の適格性 (Eligibility of individuals retaining only 1967 Act authorization)

(1) 唯一の適切な資格が、1967年会社法(the Companies Act 1967 (c. 81))第13条に基づき、商務省(the Board of Trade)または国務大臣により独自に(originally)授与された公認(authorisation)の保持に基づく者は、非上場会社(unquoted company)の会計監査役として選任される資格を有するのみである。

(2) ある会社は、ある者の選任の時点で、当該会社、および、当該会社が従属企業となっている親企業全てが第385条第2項にいう上場会社(quoted company)でな

い場合に、「非上場 (unquoted)」となる。

(3) 会社以外の者の会計監査役として選任される資格に関する法令における、本編により法定会計監査役として選任される資格を有する者には、本条が適用される者を含まない。

情報 (Information)

第1223条 国務大臣に通知される事項 (Matters to be notified to the Secretary of State)

(1) 国務大臣は、公認監督団体または公認資格付与団体に対し、次の各号に掲げる要求を行うことができる。

(a) 国務大臣が書面により指定した事由 (event) の発生後、直ちに国務大臣に通知し、かつ、指定された事由に関する情報を提供しなければならない。

(b) 国務大臣が書面により指定した期日または期間に、国務大臣に指定された情報を提供しなければならない。

(2) 要求される通知および情報は、本編に基づき、国務大臣の職務の遂行のため合理的に要求できるものでなければならない。

(3) 国務大臣は、本条に基づき提供される情報が、所定の形式により提供され、または、所定の方法により証明されることを要求できる。

(4) 本条に基づき要求される通知または情報の全ては、国務大臣が他の方法を指定または許可しない限り、書面によって提供されなければならない。

第1224条 国務大臣の情報要求権 (The Secretary of State's power to call for information)

(1) 国務大臣は、書面の通知により、第2項に掲げる者に対し、本編に基づき、国務大臣の職務の遂行のため合理的に要求できる情報を提供するように求めることができる。

(2) 本項の者とは、次に掲げる者をいう。

(a) 公認監督団体

(b) 資格付与団体、および、

(c) 本章により、法定会計監査役として選任される資格のある者

(3) 国務大臣は、本条に基づき要求するあらゆる情報が、合理的な期間内に提出され、自ら指定する方法により証明されることを要求できる。

執行 (Enforcement)

第1225条 遵守命令 (Compliance orders)

(1) 国務大臣が、次のように思量する場合は何時でも、関連する公認命令の取消に代えて、本条に基づき裁判所に申し立てることができる。

(a) 公認監督団体の場合、附則第10の要件が充足されていない場合、

(b) 公認職業専門家資格の場合、附則第11の要件が充足されていない場合、または、

- (c) 公認監督団体または公認資格付与団体が、本編に基づき対象となる義務を遵守していない場合
- (2) 本条に基づく申立てに関し、裁判所が状況に応じて (as the case may be), 当該要件が充足されておらず、または、当該団体が当該義務を遵守していないと判断した場合には、当該要件が充足され、または、当該義務が遵守されるため裁判所が指示する措置を講じるよう、命令することができる。
- (3) 本条において、「裁判所 (the court)」とは、高等法院 (the High Court)、または、スコットランドにおいては民事上級裁判所 (the Court of Session) を意味する。

第3章 会計検査院長官 (AUDITORS GENERAL)

選任資格 (Eligibility for appointment)

第1226条 会計検査院長官： 法定会計監査役として選任される資格 (Auditors General: eligibility for appointment as a statutory auditor)

- (1) 本編において、「会計検査院長官 (Auditor General)」とは、次の各号に掲げる者を意味する。
- (a) 会計検査院長官 (the Comptroller and Auditor General),
 - (b) スコットランド会計検査院長官 (the Auditor General for Scotland),
 - (c) ウェールズ会計検査院長官 (the Auditor General for Wales), または,
 - (d) 北アイルランド会計検査院長官 (the Comptroller and Auditor General for Northern Ireland)
- (2) 会計検査院長官は、法定会計監査役として選任される資格を有する。
- (3) 第2項は、第1234条 (法定会計監査役として選任されるための資格の剥奪通知 (notices suspending eligibility for appointment as a statutory auditor)) に基づき効力を有する、剥奪通知 (suspension notice) に従う。

会計監査の指揮 (Conduct of audits)

第1227条 会計検査院長官のために会計監査業務に責任を負う個人 (Individuals responsible for audit work on behalf of Auditors General)

会計検査院長官は、会計検査院長官のために法定監査業務に責任を負う個人が、第2章に基づき、法定会計監査役として選任されるための資格を有するよう、保証しなければならない。

独立監督機関 (The Independent Supervisor)

第1228条 独立監督機関の選任 (The Independent Supervisor)

- (1) 国務大臣は、第1229条第1項 (「監督の職務 (the supervision function)」) の職務を遂行するために、団体 (「独立監督機関 (the Independent Supervisor)」) を選任しなければならない。

- (2) 本条に基づく選任は、命令により行われなければならない。
- (3) 命令は、第 1 項に基づき選任された団体が、2000 年情報の自由法 (the Freedom of Information Act 2000 (c. 36)) 第 5 条 (公的機関を指名する権限 (further powers to designate public authorities)) に基づき指名される効力を有する。
- (4) 団体は、次の各号に該当すると国務大臣が思量する、法人または法人格なき社団である場合に、本条に基づき選任される。
 - (a) 監督機能を積極的に果たし、かつ、果たす能力があること、かつ、
 - (b) 第 5 項の条件を満たすと思われる職務の遂行に関し、適切な仕組みが存在すること。
- (5) 前項 (b) 号にいう条件は、次の通りである。
 - (a) 監督機能が効果的に果たされるであろうこと
 - (b) 命令が第 6 項に基づき指定された要件または他の規定を含む場合、監督機能はそれらの要件または規定に従い行使されること
- (6) 本条に基づく命令は、国務大臣が適切であると思量する独立監督者の監督機能の行使に関連する要件または他の規定を含むことができる。
- (7) 本条に基づく命令は、不採択決議手続に服する。

会計検査院長官の監督 (Supervision of Auditors General)

第 1229 条 独立監督機関による会計検査院長官の監督 (Supervision of Auditors General by the Independent Supervisor)

- (1) 独立監督機関は、会計検査院長官による、法定会計監査役としての職務の遂行を監督しなければならない。
- (2) 独立監督機関は、
 - (a) 1 以上の団体と監督協定を結び、かつ、
 - (b) 独立監督機関によって結ばれた監督協定の効果的な運用を監視することにより、その義務を果たさなければならない。
- (3) 本条の目的に関連して、「監督措置」とは、独立監督機関とある団体との間で締結する措置であって、それに従って当該団体が次の各号に掲げることの 1 以上を行うものである。
 - (a) 法定監査業務に際し、会計検査院長官により適用されなければならない、職業専門家の誠実性 (integrity) および独立性 (independence) に関し、基準を決定すること
 - (b) 法定監査業務に際し、会計検査院長官により適用されなければならない専門的基準、および、当該基準が実際適用される方法を決定すること
 - (c) 会計検査院長官により実施される法定監査の成果を監視すること
 - (d) 会計検査院長官による法定監査の成果より生じるあらゆる問題について調査すること
 - (e) (d) の調査の結果に続き、妥当な場合は、会計検査院長官に関し、懲戒聴聞 (disciplinary hearings) を行うこと

- (f) (e) の聴聞に関連する会計検査院長官に対し、懲戒行為が必要か否か（もし必要なら、どのような懲戒行為か）を決定すること
- (4) 独立監督機関は、当該団体との間にどのような関係が存在しようと、監督措置を結ぶことができる。
- (5) 独立監督機関は、会計検査院長官に対し書面により、本条に基づき締結された監督措置について通知しなければならない。
- (6) 第3項(f)号にいう監督措置には、特に、会計検査院長官による罰金の支払いを規定することができる。
- (7) 監督措置に基づき独立監督機関が受領した罰金はすべて、統合基金 (the Consolidated Funds) に組み込まれる。

第1230条 監督措置に関する会計検査院長官の義務 (Duties of Auditors General in relation to supervision arrangements)

- (1) 会計検査院長官は、
 - (a) 監督措置に基づき決定される、第1229条第3項(a)号または(b)号にいう基準を遵守しなければならない、
 - (b) 監督措置に基づき実施される検査により、会計検査院長官の法定監査の遂行を監視できるよう、合理的に要求されうる措置を取らなければならない、なおかつ、
 - (c) 監督措置に基づき下される、同条第3項(f)号にいう決定を遵守しなければならない。
- (2) 会計検査院長官は、独立監督機関が監督措置を締結した（諸）団体に対し、（諸）団体が措置のために負った費用を、独立監督機関が会計検査院長官に書面にて通知する割合に応じて支払わなければならない。
- (3) 第2項に基づく支出については、
 - (a) イングランド会計検査院長官の支出の場合は、1983年国家会計検査法 (the National Audit Act 1983 (c. 44) 第4条第1項により、国家会計検査院 (the National Audit Office) の支出と看做される。
 - (b) 北アイルランド会計検査院長官の支出の場合は、1987年会計監査（北アイルランド）令 (the Audit (Northern Ireland) Order 1987 (S. I. 1987/460 (N. I. 5))) 第6条第1項により、北アイルランド会計検査院 (Northern Ireland Audit Office) の支出と看做される。
- (4) 本条において、「監督措置 (the supervision arrangements)」とは、第1229条に基づき締結された措置を意味する。

報告義務 (Reporting requirement)

第1231条 独立監督機関による報告書 (Reports by the Independent Supervisor)

- (1) 独立監督機関は、少なくとも1年に1回は、職務の遂行に関し、報告書を作成しなければならない。
- (2) 独立監督機関は、次の各号に掲げる者に、第1項に基づき作成した報告書を提

供 (give) しなければならない。

(a) 国務大臣

(b) スコットランド首席大臣 (the First Minister in Scotland)

(c) 北アイルランド首席大臣および首席副大臣 (the First Minister and the deputy First Minister in Northern Ireland)

(d) ウェールズ議会首席大臣 (the Assembly First Secretary in Wales)

(3) 国務大臣は、上下両院に対し、第 2 項 (a) 号に基づき受領した報告書の写しを提出しなければならない。

(4) 第1228条に基づく命令により、ある団体が独立監督機関として選任され、または、選任が撤回される間の暦年に関し、本条は、当該命令において規定されたとおり修正された上で適用される。

情報 (Information)

第1232条 独立監督機関に通知される事項 (Matters to be notified to the Independent Supervisor)

(1) 独立監督機関は、会計検査院長官に対し、次の要求を行うことができる。

(a) 独立監督機関に対し、書面にて指定する事象が発生した場合は直ちに通知すること、および、指定した事象に関する情報を提供すること

(b) 独立監督機関に対し、書面により指定する時点または期間に関し、指定された情報を提供すること

(2) 要求される通知と情報は、本編により付与される職務の遂行のために、独立監督機関が合理的に要求できるものでなければならない。

(3) 独立監督機関は、本条に基づき提供される情報が、指定の形式により提出され、または、指定の方法により証明されるのを要求することができる。

(4) 本条に基づき提供される通知または情報は、独立監督機関が他の方法を指定または承認するのでない限り、書面により提供されなければならない。

第1233条 独立監督機関の情報請求権 (The Independent Supervisor's power to call for information)

(1) 独立監督機関は、書面による通知により、会計検査院長官に対し、本編により付与される職務の遂行のために、合理的に要求する情報を提供するように、要求できる。

(2) 独立監督機関は、本条に基づき要求する情報が、合理的期間内に提供され、かつ、指定の方法により証明されるよう、要求できる。

執行 (Enforcement)

第1234条 停止通知 (Suspension notices)

(1) 独立監督機関は、次の通知を出すことができる。

(a) 全ての者または指定した者に関し、法定会計監査役として選任されるための会計検査院長官の資格を、無期限で、または、指定の期日まで、停止する通知

〔「停止通知 (a suspension notice)」〕

- (b) これまで会計検査院長官に対し出されていた停止通知を、修正または撤回する通知
- (2) 第1項に基づく通知を出すことが適切であるか否かを決定するにあたり、独立監督者は次に掲げる事項を考慮しなければならない。
 - (a) 会計検査院長官による、本編により課される義務の遂行、および、
 - (b) 会計検査院長官による、法定会計監査役としての職務の遂行
- (3) 第1項に基づく通知は、
 - (a) 書面によらなければならない、かつ、
 - (b) 発効日（通知が出される期日より3カ月以降でなければならない）を規定しなければならない。
- (4) 第1項に基づく通知を出す前に、独立監督機関は、
 - (a) 通知を出す旨の意思の通知を書面にて、当該会計検査院長官に出さなければならない、かつ、
 - (b) 影響を受ける可能性のある者の注意を引くのに適切と思量する方法で、(a)号にいう通知を発行しなければならない。
- (5) 第4項に基づく通知には、次の事項を記載しなければならない。
 - (a) 独立監督機関が通知を出す理由、および、
 - (b) 第6項により付与される権利の詳細
- (6) 第7項に該当する者は、業務開始または第4項に基づく通知の発行より3か月以内、または、独立監督機関が許容する3か月以上の期間内に、独立監督機関に対し説明を行うことができ、さらに、必要なら、口頭による説明を、独立監督機関がそのため任命した者に対し行うこともできる。
- (7) 本項に基づく者とは、次の者をいう。
 - (a) 当該会計検査院長官、および、
 - (b) 影響を受けるであろうと、独立監督機関が思量する他の者
- (8) 次の事項を決定するにあたり、独立監督機関は、第6項に従い行われる説明を考慮しなければならない。
 - (a) 第1項に基づく通知を発行するか否か、および、
 - (b) 通知の条件 (the terms)
- (9) 次の各号に該当する場合であっても、独立監督機関が公益にかなうと思量する場合、第3項(b)号の規定にかかわらず、第1項に基づく通知を出すことができる。
 - (a) 通知が、第4項に基づき出されていない場合、または、
 - (b) 通知に従い説明を行うための期間が終了した場合
- (10) 第1項に基づき通知を出す場合、独立監督機関は、
 - (a) 会計検査院長官に通知を出さなければならない。
 - (b) 影響を受ける可能性のある者の注意を引くのに適切と思量する方法で、通知を発行しなければならない。

(11) 本条における「所定 (specified)」の意義は、当該停止通知においてこれを定める。

第1235条 停止通知の効果 (Effect of suspension notices)

(1) 当該監査対象者に関し、会計検査院長官に出された停止通知が効力を有する間は、会計検査院長官は法定会計監査役として行為してはならない。

(2) 会計検査院長官の、法定会計監査役としての任期中いつでも、監査対象者に関し、会計検査院長官に出された停止通知が発効する場合は、会計監査院長官は、直ちに、

(a) 退任し (直ちに効力を生ずる)、かつ、

(b) 監査対象者に対し、選任される適格性を失ったため退任した旨を、書面により通知しなければならない。

(3) 会計検査院長官は、停止通知によっても、第1213条 (不適格の効果: 刑事罰) について会計監査役として選任されるのに不適格とはならない。

第1236条 遵守命令 (Compliance orders)

(1) 独立監督機関が、会計検査院長官が本条により課される義務を遵守していないと思量する場合は何時でも、本条に基づき裁判所に申し立てることができる。

(2) 本条に基づく申立てに関し、会計検査院長官が当該義務を遵守していないと判断した場合、裁判所は会計検査院長官に対し、当該義務が遵守されるよう指示する措置を講じるよう、命令することができる。

(3) 本条において、「裁判所 (the court)」とは、高等法院 (the High Court)、または、スコットランドにおいては民事上級裁判所 (the Court of Session) を意味する。

手続 (Proceedings)

第1237条 独立監督機関に関する手続 (Proceedings involving the Independent Supervisor)

(1) 独立監督機関が法人格なき社団である場合には、法人の名で、関連する訴訟を提起し、または、提起されることができる。

(2) 本条において、「関連する訴訟 (relevant proceedings)」とは、独立監督機関としての組織による職務の遂行に関連して提起される訴訟を意味する。

(3) 第1228条に基づく選任が取り消される場合、係争中の訴訟については、取消命令により、国務大臣が適切であると思量する規定を定めることができる。

第1238条 独立監督者の特権 (Grants to the Independent Supervisor)

2004年会社 (監査、調査およびコミュニティー企業) 法 (the Companies (Audit, Investigations and Community Enterprise) Act 2004 (c. 27)) 第16条 (会計基準等関連団体の認可) (grants to bodies concerned with accounting standards etc)) 第2項 (k) 号後に、次の一文を挿入する。

(ka) 2006年会社法第42編第3章に基づき選任される独立監督者の職務を遂行する
[本間美奈子]

〔解 説〕（第 4 章ないし第 6 章）

第42編第4章は、法定会計監査役の名簿について定めるものであり、第1239条と第1240条の2カ条からなる。このうち、第1239条は、会計監査役名簿の備置きを要求する規則の制定義務を国務大臣に課すとともに、会計監査役名簿の必要的記載事項を規定するほか、当該規則をもって定めることができる事項を明らかにするものである。同条は、1989年会社法第35条を基本的にはリステートするものとされているが、対象となる会計監査役（auditor）の範囲を、会社法上の会計監査役（2006年会社法第16編）のほか、他の法令により選任される会計監査役（2006年会社法第1210条第1項）と、EEA 非参加国の法に基づき設立された法人の計算書類の監査を当該国の法に従って行う資格を有する会計監査役（「EEA 非参加国会社会計監査役」（third country auditor））（2006年会社法第1261条第1項）にまで拡大している⁽¹⁾。第1240条は、2006年会社法で新設された規定であって⁽²⁾、国務大臣が、法定会計監査役に対し、その所有構造・ガバナンス体制、会計監査業務の品質・独立性に関する内部統制等に関する情報を公衆縦覧に供することを義務付ける規則を制定する権限を付与するものである。

第5章は、登録 EEA 非参加国会社会計監査役や EEA 非参加国の法に基づき設立された連合王国内上場会社等の意義を定めた上で（第1241条）、登録 EEA 非参加国会社会計監査役の義務（第1242条）、国務大臣に対する必要情報の提供義務と国務大臣の必要情報請求権（第1243条・第1244条）を規定し、さらに、登録 EEA 非参加国会社会計監査役に課される義務を実現するための命令を裁判所に求める申立権（第1245条）と一定の場合に登録 EEA 非参加国会社会計監査役を会計監査役名簿から抹消することができる権限（第1246条）を国務大臣に付与するものである。

第6章では、第1に、第1248条および第1249条において、法定会計監査役が欠格事由に該当しまたは独立性を喪失した場合の補充措置として、国務大臣が再会計監査（second audit）を要求する権限を有すること等を定めている。当該規定は、1989年会社法第29条をリステートするものである⁽³⁾。第2に、第1250条は、会計監査役名簿の虚偽記載等に対する刑事制裁を規定する。同条は、1989年会社法第43条をリステートするものであるが、その一方で、射程を

（1） DTI, Explanatory Notes to the Companies Act 2006, at para. 1580.

（2） DTI, *ibid.*, para. 1581.

（3） DTI, *ibid.*, para. 1588.

拡大し EEA 非参加国会社会計監査役をも含めている⁽⁴⁾。第 3 に、第1252条および第1253条は、1989年会社法第46条および第46A 条に代置する規定であり⁽⁵⁾、法定会計監査役や、会計監査役を監督し資格を付与する団体の公認に関する権限を、新設または既存の団体に委譲することを認める一方で、委譲しない権限を明記し、権限委譲の範囲を画し（第1252条）、また既存団体への権限委譲の条件を定めている（第1253条）。現在は、公認会計士監視機構（Professional Oversight Board）が1989年会社法第46条に基づき、国務大臣の職務権限の委譲を受けている⁽⁶⁾。第 4 に、公認監督団体等に対し EU におけるまたは国際的な義務の遵守を命ずる権限を国務大臣に付与する規定（第1254条）が置かれるとともに、本章に基づく犯罪が法人等によって行われた場合の業務執行者等の刑事責任（第1255条）、本章に基づく犯罪に対する訴追の期限、裁判管轄等が規定されている（第1256条～第1259条）。このほか、第1260条と第1261条には、第42編で用いられる文言・表現の定義規定も置かれている。

なお、第 4 章から第 6 章までの規定（第1239条～第1264条）は、第1242条ないし第1244条を除き、2008年 4 月 6 日から施行されているが、第1242条ないし第1244条の施行日はこれより若干遅れ、同年 6 月29日となっている⁽⁷⁾。

〔条 文〕

第 4 章 会計監査役名簿等（The Register of Auditors etc）

第1239条 会計監査役名簿（The register of auditors）⁽⁸⁾

（1）国務大臣は、次の各号に定める者に係る名簿の備置き（keeping）を要求する規則を定めなければならない。

- （a）法定会計監査役（statutory auditor）としての選任資格を有する者、および、
- （b）所定の方法で登録されることを申請し、かつ、所定の要件が充足される EEA 非参加国会社会計監査役（third country auditor）（第 5 章参照）

（2）前項の規則は、会計監査役名簿の各登録者ごとの記載が次の各号に定める事項

（4） DTI, *ibid*, para. 1589.

（5） DTI, *ibid*, para. 1591.

（6） DTI, *ibid*, para. 1591.

（7） BERR, Companies Act 2006—Table of Commencement Dates.

（8）「2007年法定会計監査役および EU 非加盟国会社会計監査役規則」（SI2007/3494）の第34条によれば、会計監査役名簿は、公認会計士監視機構（Professional Oversight Board）がこれを備え置くものとされている。

を含むことを要求するものでなければならない。前項の規則は、会計監査役名簿の各登録者ごとの記載がその他の所定の情報を含むことを要求することができる。

- (a) 当該登録者の名称および住所,
 - (b) 法定会計監査役としての選任資格を有する者が個人である場合は、法定監査業務 (statutory audit work) を担当する当該個人が属する事務所⁽⁹⁾ (firm) に関する所定の情報,
 - (c) 法定会計監査役としての選任資格を有する者が事務所である場合は、当該事務所に代わり法定会計監査業務を担当する個人に関する所定の情報,
 - (d) 本編第 2 章により法定会計監査役としての選任資格を有する者が個人または事務所である場合は、関連監督団体 (relevant supervisory body) の名称、ならびに,
 - (e) 本編第 2 章により法定会計監査役としての選任資格を有する者が団体である場合または E U 非加盟国社会会計監査役の場合は、第 3 項に定める情報
 - (f) EEA 非参加国社会会計監査役が事務所である場合は、次に掲げる者に該当する者のそれぞれの名称および住所
 - (i) 当該事務所の所有者 (owner) または株主、または,
 - (ii) 当該事務所の業務執行機関または運営機関の構成員 (administrative or management body)
- (3) 第 2 項第 (e) 号にいう情報とは、次の各号に定めるものをいう。
- (a) 法人に関しては、第 (b) 号が適用される場合を除き、当該法人の取締役 (director) である者または当該法人の持分を有する者の各人の名称および住所
 - (b) 有限責任パートナーシップ⁽¹⁰⁾ (limited liability partnership) に関しては、当該パートナーシップの構成員 (member) の名称および住所
 - (c) 単独法人 (a corporation sole) に関しては、単独法人としての名を以って当座その地位を有する個人の氏名および住所
 - (d) パートナーシップに関しては、各パートナーの名称および住所
- (4) 第 1 項の規則は、会計監査役名簿の部分ごとに異なった者がこれを備え置く旨

(9) 事務所 (firm) は、法人格の有無を問わず、個人を除いた、法人、単独法人およびパートナーシップまたはその他の法人格なき社団を含む一切の事業体 (entity) を意味するものと定義されている。2006 年会社法第 1261 条第 1 項参照。

(10) 有限責任パートナーシップ (limited liability partnership) は、2000 年有限責任パートナーシップ法 (the Limited Liability Partnerships Act 2000) に基づき設立されるパートナーシップであるが、法人格を有する上に、すべてのパートナーの責任が間接有限責任とされている。わが国の合同会社がこのに相当する。イギリス法上は、limited partnership も存在するが、general partner の責任が無制限とされているほか、法人格が認められていないため、これらの点で有限責任パートナーシップと異なることに注意が必要である。

を定めることができる。

(5) 第1項の規則は、国務大臣が適当と思量する義務を、次の各号に定める者に対して課することができる。

(a) 公認監督団体 (recognised supervisory body),

(b) 第1252条 (国務大臣の権限の委譲) に基づく命令により指定された一切の団体,

(c) 法定会計監査役としての選任資格を有する者,

(d) EEA 非参加国会社会会計監査役

(e) 会計監査役名簿の備置きに関連して一または二以上の公認監督団体または第1252条に基づく命令により指定された団体により締結される取決め (arrangements) の相手方となる者, または,

(f) 第1228条に基づいて選任される独立監督機関 (Independent Supervisor)

(6) 第1項の規則は、次の各号に定める規定を含むことができる。

(a) 会計監査役名簿の所定の記載事項 (specified entries) が、当該規則に従って特定または決定される時間および場所で閲覧に供されることを要求する規定

(b) 誰であれ、会計監査役名簿の所定の記載事項につき公認の謄本を請求することができる旨を定める規定

(c) 閲覧または前号の謄本の提供について、当該規則に従って特定または決定することができる合理的金額の手数料の課金 (charging) を認める規定

(7) 国務大臣は、書面をもって、第1項の規則を以て課す要件、または、当該要件のうちその命令 (direction) において特定したものが、ある特定の登録 EEA 非参加国会社会会計監査役またはある種類の登録 EEA 非参加国会社会会計監査役に対する関係で、全部または一部適用されない旨の命令を行うことができる。

(8) 本条に基づく規則によって本条第5項第(b)号または第(e)号に定める者に課される義務は、国務大臣の申立てに基づき、差止命令 (injunction) によって、または、スコットランドにおいては1988年民事上級裁判所法 (the Court of Session Act 1988) (c. 36) 第45条に基づく命令によって、これを強制することができる。

(9) 本条において、「特定の」(specified) とは、本条に基づく規則によって特定されることを意味する。

(10) 本条に基づく規則は、不採択決議手続き⁽¹¹⁾ (negative resolution procedure) に服する。

第1240条 公衆縦覧に供される情報 (Information to be made available to public)

(1) 国務大臣は、法定会計監査役としての選任資格を有する者、または、法定会計監査役としての選任資格を有する者のうち特定の種類のものの構成員に対し、次の各号に定める事項に関する情報を含む特定の情報を備え置き、かつ、これを公衆縦覧に供するよう要求する規則を制定することができる。

(11) 不採択決議手続きについては、イギリス会社法制研究会「イギリス2006年会社法(1)」比較法学41巻2号381頁(注30)(2008年)参照。

- (a) 法定会計監査役としての選任資格を有する者の所有構造 (ownership) および統治構造 (governance)
 - (b) 監査業務の品質 (quality) および独立性に係る, 法定会計監査役としての選任資格を有する者の内部統制 (internal control)
 - (c) 法定会計監査役としての選任資格を有する者の売上高 (turnover), および,
 - (d) 法定会計監査役としての選任資格を有する者が法定会計監査役として業務を行った監査対象者 (audited persons)
- (2) 本条に基づく規則は, 次の各号に定めることを実施することができる。
- (a) 国務大臣が適当と思量する義務を, 法定会計監査役としての選任資格を有する者に対して課すこと
 - (b) 前項の情報が「特定の方法で公衆縦覧に供されることを要求すること
- (3) 本条において「特定の」とは, 本条に基づく規則によって特定されることを意味する。
- (4) 本条に基づく規則は, 不採択決議手続きに服する。

第5章 登録 EEA 非参加国会社会計監査役

通則 (Introductory)

第1241条⁽¹²⁾ 「EEA 非参加国会社会計監査役」および「EEA 非参加国の法に基づき設立された連合王国内上場会社」等の意義 (Meaning of “third country auditor” and “UK-traded non-EEA company”)

- (1) 本編において, 「登録 EEA 非参加国会社会計監査役」(registered third country auditor) とは, 第1239条第1項に基づく規則に従って備え置かれる会計監査役名簿に登録される EEA 非参加国会社会計監査役 (third country auditor) を意味する。
- (2) 本編において, 「EEA 非参加国の法に基づき設立された連合王国内上場会社」とは, 次の各号に定める要件のいずれにも該当する法人を意味する。
- (a) EEA 非参加国の法に基づいて法人格を付与されまたは設立されたものであること,
 - (b) その譲渡可能証券な有価証券 (transferable securities) が連合王国内に存在し, または連合王国内で業務を行っている規制市場 (regulated market) での取引を認められていること, および,
 - (c) 国務大臣が行う命令によって本項の定義から排除されておらず, 当該命令によって本条の定義から排除されている法人の類型に含まれないこと
- (3) 本条の目的に関連して, 「規制市場」とは, 金融商品 (financial instruments)

(12) 第1241条は, 新設規定である。DTI, *supra* note 1, at para. 1582. なお, 本条の表題は, 「2007年法定会計監査役および EU 非加盟国会社会計監査役規則」(SI 2007/3494) により現状のように変更されている。

の市場について欧州議会 (the European Parliament) および閣僚理事会の指令 2004/39/EC の第 4.1 条第 14 項によって与えられる意味を有し、「譲渡可能な価値証券」とは、同指令の第 4.1 条第 18 項によって与えられる意味を有する。

(4) 本条に基づく命令 (order) は、不採択決議手続きに服する。

義務 (Duties)

第1242条 登録 EEA 非参加国会社会計監査役の義務 (Duties of registered third country auditors)

(1) EEA 非参加国の法に基づき設立された連合王国内上場会社の計算書類を監査する登録 EEA 非参加国会社会計監査役は、次の各号に定める取組み (arrangements) に参加しなければならない⁽¹³⁾。

(a) 附則第12 (Schedule 12) のパラグラフ第 1 (当該監査に対する独立機関による監視 (independent monitoring) のための取組み) に含まれる取組み、および、

(b) 附則第12のパラグラフ第 2 (懲戒目的のために行われる、公益関連事案の独立機関による調査 (independent investigation for disciplinary purposes of public interest cases) のための取組み) に含まれる取組み

(2) 登録 EEA 非参加国会社会計監査役は、次の各号に定めることを行わなければならない。

(a) EEA 非参加国の法に基づき設立された連合王国内上場会社の計算書類の当該会計監査役による監査の成果を、本条第 1 項第 (a) 号にいう取組みのもとで実施される検査によって監視するために、当該会計監査役に対し合理的に要求することができる措置を講ずること、および、

(b) 本条第 1 項第 (b) 号にいう取組みに基づいて当該会計監査役に対して下される、懲戒措置 (disciplinary action) に係る一切の決定に従うこと

(3) 附則第12は、登録 EEA 非参加国会社会計監査役が参加することを要する取組みに関連する追加の定めを置くことができる。

(4) 国務大臣は、書面を以て、本条第 1 項ないし第 3 項の全部または一部が、ある特定の登録 EEA 非参加国会社会計監査役またはある特定種類の登録 EEA 非参加国会社会計監査役に対する関係で適用されない旨の命令を行うことができる。

情報 (Information)

第1243条 国務大臣に通知すべき事項 (Matters to be notified to the Secretary of State)

(1) 国務大臣は、登録 EEA 非参加国会社会計監査役に対し、次の各号に定めることを行うことを要求することができる。

(a) 国務大臣が書面で特定することができる事項が発生したときは直ちにそれを

(13) この義務は新設である。DTI, *ibid*, para. 1584.

国務大臣に通知し、当該事項に関連して国務大臣が書面で特定することができる情報を国務大臣に提供すること

(b) 国務大臣が書面で特定することができる時点において、または、国務大臣が書面で特定することができる期間について、国務大臣が書面で特定することができる情報を国務大臣に提供すること

(2) 提供することを要する前項の通知および情報は、本編に基づく国務大臣の職務権限 (functions) の行使のために国務大臣が合理的に要求することができるものでなければならない。

(3) 国務大臣は、本条に基づいて提供される情報が、特定の様式で提供され、または、特定の方法で認証されることを要求することができる。

(4) 本条に基づいて提供することを要する一切の通知または情報は、これを書面で提供しなければならない。ただし、国務大臣が別段の方法を特定または承認する場合は、この限りでない。

第1244条 国務大臣の情報提供請求権 (The Secretary of State's power to call for information)

(1) 国務大臣は、書面をもって、登録 EEU 非加盟国会社会会計監査役に対し、本編に基づく国務大臣の職務権限 (functions) の行使のために国務大臣が合理的に要求することができる情報を国務大臣に対して提供することを要求することができる。

(2) 国務大臣は、本条に基づいて国務大臣が要求する一切の情報が、国務大臣が特定することができる合理的時間内に提供され、かつ、国務大臣が特定することができる方法で認証されることを要求することができる。

執行 (Enforcement)

第1245条 遵守命令 (Compliance orders)

(1) 国務大臣は、何時でも、登録 EEU 非参加国会社会会計監査役が本章によってまたは本編を通じて課される義務の遵守を懈怠していると認めるときは、本条に基づき裁判所に対して申立てを行うことができる。

(2) 本条に基づく申立てにより、裁判所が、登録 EEU 非参加国会社会会計監査役が前項にいう義務の遵守を懈怠していると決するときは、裁判所は、当該会計監査役に対し、当該義務の遵守を確保するために裁判所が命ずる措置を講じることを命令することができる。

(3) 本条において、「裁判所」とは、高等法院 (the High Court) またはスコットランドにおいては民事上級裁判所 (the Court of Session) を意味する。

第1246条 EEU 非参加国会社会会計監査役の会計監査役名簿からの抹消 (Removal of third country auditors from the register of auditors)

(1) 国務大臣は、規則によって、EEU 非参加国会社会会計監査役を会計監査役名簿から抹消する権限を、第1239条第1項に基づく規則に従って会計監査役名簿を備え置く者に対して付与することができる。

(2) 本条に基づく規則は、会計監査役名簿を備え置く者に対し、EEU 非参加国会社

会計監査役を会計監査役名簿から抹消すべきかどうかを決するに当たり、本編によってまたは本編を通じて課される義務の当該会計監査役による遵守の状況を考慮することを要求するものでなければならない。

(3) 第1239条第4項(会計監査役名簿の部分ごとにこれを備え置く者の区別)に基づく定めが置かれる場合、本条において会計監査役を備え置く者とは、EEA 非参加国会社会計監査役に関連する会計監査役名簿の部分に備え置く者をいう。

(4) 本条に基づく規則は、不採択決議手続きに服する。

第1247条 附則第12に基づく取組みに関連する団体に対する認許 (Grants to bodies concerned with arrangements under Schedule 12)

2004年会社(会計監査、調査およびコミュニティ企業)法(the Companies (Audit, Investigation and Community Enterprise) Act 2004 (c. 27))の第16条(会計基準等に関連する団体に対する認許)において、(本法第1238条によって挿入された)第1項第(k a)号の後に、次の定めを加える。

「(k b) 2006年会社法附則第12の paragraph 第1または第2にいう取組みを確立し、維持または実行すること」

第6章 補則および通則 (Supplementary and General)

会社の再会計監査を要求する権限 (Power to require second company audit)

第1248条 会社の再会計監査を要求する国務大臣の権限 (Secretary of State's power to require second audit of a company)

(1) 本条は、会社の法定会計監査役として選任された者が、会計監査が行われる期間のいずれの部分であっても、適格者(an appropriate person)でなくなった場合に、これを適用する。

(2) 国務大臣は、前項の会社に対し、次の各号に定める職務を行う適格者を選任することを命令することができる。

(a) 関連計算書類(relevant accounts)の再会計監査を行うこと、または、

(b) 当初の会計監査(the first audit)をレビューし、再会計監査が必要かどうかを、理由を添えて、報告すること

(3) 本条第1項および第2項の目的に関連して、ある者が「適格」であるとは、その者が次の各号に定めるところに該当する場合をいう。

(a) その者が、法定会計監査役としての選任資格を有していること、または、その者が会計検査院長官(Auditor General)であるときは、当該会社の法定会計監査役としての選任資格を有していること、および、

(b) その者が、第1214条第1項(独立性要件)によって当該会社の法定会計監査役として職務を行うことを禁止されていないこと

(4) 国務大臣は、本条第2項に基づく命令の写しを会社登記官(the registrar of companies)に対して送付しなければならない。

(5) 第1項の会社は、次の各号に定めるいずれかの場合に該当するときは、有罪と

なる。

- (a) 当該会社が、本条第 2 項に基づく命令を、当該命令が発せられる日をもって始まる 21 日の期間内に遵守しない場合、または、
 - (b) 当該会社が、本項に基づいてすでに有罪判決を受けており、かつ、当該有罪判決の原因となった命令遵守の懈怠が当該有罪判決の後も継続している場合
- (6) 第 1 項の会社は、次の各号に定めるところを行わなければならない。
- (a) 本条第 2 項第 (b) 号に基づく報告の写しを会社登記官に対して送付すること、および、
 - (b) 当該報告に、再会計監査が必要である旨の記載があるときは、第 2 会計監査を行うために必要な措置を講ずること
- (7) 第 1 項の会社は、次の各号に定めるいずれかの場合に該当するときは有罪となる。
- (a) 当該会社が、本条第 2 項第 (b) 号に基づく報告の写しを、当該会社が当該報告を受領する日をもって始まる 21 日の期間内に会社登記官に対して送付しない場合、
 - (b) 本条第 6 項第 (b) 号に定める場合において、当該会社が本条第 2 項第 (b) 号に基づく報告を受領した後、直ちに前項第 (b) 号に定める措置を講じない場合または、
 - (c) 当該会社が、本項に基づいてすでに有罪判決を受けており、かつ、当該有罪判決の原因となった、本条第 2 項第 (b) 号に基づく報告の写しの送付懈怠または前項第 (b) 号に定める措置を講じることの懈怠が、当該有罪判決の後も継続している場合
- (8) 本条に基づき有罪となる会社は、陪審によらない有罪判決により、次の各号に定める刑に処せられる。
- (a) 本条第 5 項第 (a) 号または第 7 項第 (a) 号もしくは第 (b) 号に該当する場合には、標準スケールのレベル 5 を超えない罰金
 - (b) 本条第 5 項第 (b) 号または第 7 項第 (c) 号に該当する場合には、標準スケールのレベル 5 の 10 分の 1 を超えない額に、懈怠が継続する日数を乗じた金額の罰金
- (9) 本条において、「会社登記官」は、第 1060 条により与えられる意味を有する。
- 第 1249 条 再会計監査に関する補則 (Supplementary provision about second audits)**
- (1) ある者が、自らが適格者でないことを認識している時に、会社の会計監査役としての選任を受諾し、または、会社の会計監査役としての職務を遂行し続ける場合、当該会社は、第 1248 条の要件遵守にあたり当該会社が負担した一切の費用を、当該者に弁償させることができる。本項の目的に関連して、「適格」とは、第 1248 条第 3 項に従ってこれを解釈するものとする。
- (2) 再会計監査が第 1248 条に基づいて行われる場合は、当初の会計監査に関連して適用される一切の制定法その他の規定は、実施可能である限りは、再会計監査にもこ

れを適用する。

(3) 第1248条第2項に基づく命令は、国務大臣の申立てに基づいて、差止命令、または、スコットランドにおいては1988年民事上級裁判所法の第45条に基づく命令によって、これを執行することができる。

虚偽で誤解を招く表示 (False and misleading statements)

第1250条 誤解を招き、虚偽の欺瞞的な表示 (Misleading, false and deceptive statements)

(1) ある者が、次の各号に定めるところに関連して、悪意または認識のある過失により (recklessly)、重要な事項 (material particular) につき、誤解を招き、虚偽のまたは欺瞞的な情報を提供する場合、有罪となる。

(a) 本編に基づく申立てのために、もしくは、当該申立てに関連して、または、

(b) 本編によりまたは本編をもって当該者に課される要件を遵守しようとして

(2) 第1239条に基づく規則によって備え置かれる会計監査役名簿に、同条第1項第(a)号に基づく記載事項につき名前が掲載されていない者が、自らを登録会計監査役と表明すること、または、その者が登録会計監査役であることを示すために、もしくは、そのことを示すものと合理的に理解されるために、自らを登録会計監査役であると表示することは、犯罪である。

(3) 第1239条に基づく規則によって備え置かれる会計監査役名簿に、同条第1項第(b)号に基づく記載事項につき名前が掲載されていない者が、自らを EEA 非参加国社会会計監査役と表明すること、または、その者が EEA 非参加国社会会計監査役であることを示すために、もしくは、そのことを示すものと合理的に理解されるために、自らを EEA 非参加国社会会計監査役であると表示することは、犯罪である。

(4) 公認監督団体 (recognised supervisory body) または公認資格付与団体 (recognised qualifying body) でない団体が、自らを監督団体または資格付与団体として公認されたものと表明すること、または、当該団体が監督団体または資格付与団体として公認されたものであることを示すために、もしくは、そのことを示すものと合理的に理解されるために、自らを監督団体または資格付与団体として公認されたものと表明または表示することは、犯罪である。

(5) 本条第1項に基づき有罪となる者は、次の各号に定める刑に処せられる。2003年刑事裁判法 (the Criminal Justice Act 2003 (c. 44)) の第154条第1項の施行前に行われた犯罪に関しては、本項第(b)号(i)の「12ヵ月」はこれを「6ヵ月」と読み替える。

(a) 陪審による有罪判決の場合は、12ヵ月を超えない禁固もしくは罰金（またはその併科）

(b) 陪審によらない有罪判決の場合は、次に掲げる刑

(i) イングランドおよびウェールズにおいては、12ヶ月を超えない禁錮もしくは法定最高限度額を超えない罰金（またはその併科）

(ii) スコットランドまたは北アイルランドにおいては、6ヶ月を超えない禁錮も

しくは法定最高限度額を超えない罰金（またはその併科）

(6) 本条第2項、第3項または第4項に基づき有罪となる者は、本条第7項に従い、陪審によらない有罪判決により次の各号に定める刑に処せられる。2003年刑事裁判法の第281条第5項の施行前に行われた犯罪に関しては、本項第(a)号の「51週」はこれを「6ヵ月」と読み替える。

(a) イングランドおよびウェールズにおいては、51週を超えない禁錮もしくは標準スケールのレベル5を超えない罰金（またはその併科）

(b) スコットランドまたは北アイルランドにおいては、6ヶ月を超えない禁錮もしくは標準スケールのレベル5を超えない罰金（またはその併科）

(7) 本条第2項、第3項または第4項の違反が、犯罪を構成する表明 (offending description) の公表 (public display) を伴う場合は、科すことができる罰金の最高額は、標準スケールのレベル5に当該公表が継続している日数を乗じて得られる額とする。

(8) 本条第2項、第3項または第4項に基づく罪により告訴された者が、自ら当該罪の実行を回避するためにすべての合理的な予防策を講じたことまたはすべての合理的な注意 (due diligence) を尽くしたことを証明することは、抗弁となる。

手数料 (Fees)

第1251条 手数料 (Fees)

(1) 本編に基づく公認命令 (recognition order) の申立人は、その申立てに当たり、国務大臣が規則により定めることができる手数料を納付しなければならない。本項が遵守されない限り、いかなる申立てでも、これを適式に行われたものとはみなさないものとする。

(2) 国務大臣は、規則により、次の各号に定める者が支払うべき会費 (periodical fees) を定めることができる。

(a) すべての公認監督団体、

(b) すべての公認資格付与団体、

(c) すべての会計検査院長官 (Auditor General)、および、

(d) すべての登録E U非加盟国会社会計監査役

(3) 本編により国務大臣が受領する手数料は、これを統合基金⁽¹⁴⁾ (Consolidated Fund) に入金するものとする。

(4) 本条に基づく規則は、不採択決議手続きに服する。

国務大臣の検査結果報告義務 (Duty of Secretary of State to report on inspec-

(14) 統合基金とは、1816年統合基金法 (the Consolidated Fund Act 1816) によって設立された、国家の財政管理を組織的に行うために公的資金を統合管理する基金である。イギリスの国家歳入はこの基金に受け入れられ、支出される。田中英夫編『英米法辞典』185頁（東京大学出版会、1991年）。

tions)⁽¹⁵⁾

第1251A 条 国務大臣の検査結果報告義務 (Duty of Secretary of State to report on inspections)

国務大臣は、毎暦年 (calendar year) に 1 回以上、次の各号に定める者により国務大臣に提出される検査結果の概要を含む報告書を発行しなければならない。

- (a) 第1229条第5A 号に基づき独立監督機関
- (b) 附則第10の paragraph 第13 (9) に基づき公認監督団体

国務大臣の職務権限の委譲 (Delegation of Secretary of State's functions)

第1252条 国務大臣の職務権限の委譲 (Delegation of Secretary of State's functions)

(1) 国務大臣は、本編に基づく国務大臣の職務権限が、命令により指名された団体によって行使されることを可能ならしめるために、本条に基づく命令 (権限委譲命令 (delegation order)) を発することができる。

(2) 権限委譲命令により指名される団体は、次の各号に定める団体のいずれかである。

- (a) 当該命令によって設立される法人、または、
- (b) 第1253条に従い、すでに存在する団体 (既存団体) (法人であるか法人格なき社団 (unincorporated association) であるかは問わない。)

(3) 権限委譲命令は、当該命令により指名された団体を、2000年情報公開法 (the Freedom of Information Act 2000 (c. 36)) の第5条 (公的機関 (public authorities)) を指名する別段の権限) に基づき指名されたものとする効果を有する。

(4) 権限委譲命令は、当該命令により指名された団体に対し、次の各号に定めるところに従い、国務大臣のすべての職務権限を委譲する効果を有する。

- (a) 権限委譲命令において特定することができる例外および留保条件に従うこと、および、
- (b) 次に掲げる職務権限を除くこと
 - (i) 当該団体それ自体に対する国務大臣の職務権限、および、
 - (ii) 第1228条 (独立監督機関の選任) に基づく国務大臣の職務権限

(5) 権限委譲命令は、当該命令により指名された団体に対し、委譲された職務権限を補足またはこれに付随するものとして国務大臣が適当であると認めるその他の職務権限を付与することができる。

(6) 次の各号に定める規定に基づいて行われるすべての職務権限の委譲は、当該職務権限はこれを依然として国務大臣が行使することができるという留保条件を付したものでなければならない。

(15) 本条は、「2007年法定会計監査役および EU 非加盟国会社会会計監査役規則」(SI 2007/3494) により追加された規定であり、2008年4月6日から施行されている。

- (a) 第1224条 (公認団体等に対する情報提供請求権)
 - (b) 第1244条 (登録 EEA 非参加国会社会計監査役に対する情報提供請求権)
 - (c) 第1254条 (国際的な義務の遵守命令)
- (7) 次の各号に定める職務権限の委譲は、当該職務権限はこれを依然として国務大臣が行行使することができるという留保条件を付したものでなければならない。
- (a) 第1221条第1項 (海外取得資格の承認) (approval of overseas qualifications) に基づく宣言を行うことを、第1221条第4項 (同等取扱い (comparable treatment) の欠如) に定める事由に基づいて拒絶する職務権限、または、
 - (b) 第1221条第7項に基づく宣言を、第1221条第4項 (同等取扱い (comparable treatment) の欠如) に定める事由に基づいて撤回する職務権限
- (8) 権限委譲命令は、本条に基づく追加命令によってこれを修正することができ、または、権限委譲命令が効力を有していることがもはや公共の利益にかなうものでないと国務大臣が認めるときは、これを撤回することができる。
- (9) 職務権限が委譲または返上される場合、国務大臣は、命令によって、委譲または返上される職務権限を補足しまたはこれに付随するものとして国務大臣が適当であると認めるその他の職務権限を付与または除外することができる。
- (10) 権限委譲命令が発せられる場合は、次の各号に定めるところに関連して附則第13 (Schedule 13) が効力を有する。
- (a) 本章に基づく国務大臣の職務権限を行使するに当たり当該命令によって指名された団体の地位 (status)
 - (b) 前号の団体が権限委譲命令によって設立されたものであるときは、当該団体の定款 (constitution) および議事録 (proceedings)
 - (c) 第(a)号の団体に委譲された権限の当該団体による行使、および、
 - (d) その他の補足事項
- (11) 本条に基づいて発せられる、職務権限を付与または除外する効力を有する命令は、採択決議手続きに服する。
- (12) 本条に基づくその他の命令は、不採択決議手続きに服する。

第1253条 既存団体に対する職務権限の委譲 (Delegation of functions to an existing body)

- (1) 既存団体を指名する第1252条に基づく権限委譲命令を発する国務大臣の権限は、これを本条に従って行使することを要する。
- (2) 国務大臣は、次の各号に定める事情があると認めるときは、前項の権限委譲命令を発することができる。
 - (a) 既存団体が、当該権限委譲命令が発せられれば当該命令によって委譲されるであろう職務権限を行使する能力と意思を有していること、および、
 - (b) 既存団体が、前号の職務権限の行使に関して、本条第3項に定める条件が充足されることを確保し得る体制 (arrangements) を整備していること
- (3) 前項第(b)号の条件とは、次の各号に定めるものとする。
 - (a) 当該職務権限が、実効的に行使されること、および、

- (b) 権限委譲命令が本条第 4 項に基づいて特定される要件またはその他の規定を含むものであるときは、当該職務権限が当該要件または規定に従って行使されること
- (4) 権限委譲命令は、被指名団体による職務権限の行使に関連して、国務大臣が適当と認める要件またはその他の規定を含むことができる。
- (5) 既存団体は、附則第10 (Schedule 10) のパラグラフ第21, 第22, 第23 (1) もしくは第24 (1) または附則第12 (Schedule 12) のパラグラフ第 1 もしくは第 2 に定める取組みに基づく職務権限の行使への関与にも関わらず、次の各号に定めることを行うことができる。
 - (a) 第1252条に基づく権限委譲命令によって指名を受けること、および、
 - (b) 国務大臣の職務権限を権限委譲命令に従って行使すること

国際的な義務 (International obligations)

第1254条 国際的な義務の遵守命令 (Directions to comply with international obligations)

- (1) 国務大臣は、次の各号に定める事情があると認めるときは、当該団体に対し、当該措置を講じてはならないこと、または、当該措置を講じることを命令することができる。
 - (a) 公認監督団体もしくは公認資格付与団体または第1252条に基づく命令により指名された団体によって講じられようとする措置が、連合王国の EU 加盟国としての義務 (Community obligations) またはその他一切の国際的な義務 (international obligations) と矛盾するものであること、または、
 - (b) 前号の団体が権限として講じることができる措置が、前号の連合王国の義務を履行するために要求されるものであること
- (2) 前項の命令は、国務大臣が必要または適切であると思量する補足要件または付随要件を含むことができる。
- (3) 本条に基づき第1252条に基づく命令により指名された団体に対して発せられる命令は、国務大臣の申立てに基づいて、差止命令、または、スコットランドにおいては1988年民事上級裁判所法の第45条に基づく命令によって、これを執行することができる。

犯罪に関する通則規定 (General provision relating to offences)

第1255条 法人、パートナーシップおよび法人格なき社団による犯罪 (Offences by bodies corporate, partnerships and unincorporated associations)

- (1) 法人によって行われた本編に基づく犯罪が、当該法人の役員 (officer) または法人の役員たる地位を有する者として行為する者の同意もしくは黙認 (connivance) によって行われたものであること、または、当該役員等の過失 (neglect) によるものであることが証明されるときは、当該法人のみならず当該役員等も有罪となり、訴追された上で所定の刑罰に処せられる。

(2) パートナースhipによって行われた本編に基づく犯罪が、当該パートナースhipのパートナーの一人の同意もしくは黙認によって行われたものであること、または、当該パートナーの過失によるものであることが証明されるときは、当該パートナースhipのみならず当該パートナーも有罪となり、訴追された上で所定の刑罰に処せられる。

(3) 法人格なき社団（パートナースhipを除く。）によって行われた本編に基づく犯罪が、当該法人格なき社団のいずれかの役員または理事会（governing body）のいずれかの構成員の同意もしくは黙認によって行われたものであること、または、当該役員等の過失によるものであることが証明されるときは、当該法人格なき社団のみならず当該役員等も有罪となり、訴追された上で所定の刑罰に処せられる。

第1256条 犯罪の訴追期限（Time limits for prosecution of offences）

(1) 本編に基づく犯罪であってイングランドおよびウェールズにおいて治安判事裁判所（magistrates' court）により審理されるべきものに関する情報は、公訴局長官（the Director of Public Prosecutions）または国務大臣において刑事訴追を正当化するに足りると判断する証拠を知った日を始期とする12ヵ月の期間内のいずれの時点であれ提出されるときは、これを治安判事裁判所において審理することができる。

(2) 本編に基づく犯罪に係るスコットランドでの裁判手続きは、スコットランド法務総裁⁽¹⁶⁾（the Lord Advocate）において刑事訴追を正当化するに足りると判断する証拠を知った日を始期とする12ヵ月の期間内、または、当該証拠が国務大臣によってスコットランド法務総裁に報告されるときは、当該証拠を国務大臣が知った日を始期とする12ヵ月の期間内のいずれの時点であれ、これを開始することができる。

(3) 本条第2項の目的に関して、裁判手続き（proceedings）は、被告人を逮捕しまたは出廷させる令状が遅滞なく執行されるときは、当該令状が発付される日に開始されたものとみなす。

(4) 本編に基づく犯罪であって北アイルランドで治安判事裁判所により審理されるべきものに係る訴追申立ては、北アイルランド公訴局長官または国務大臣において刑事訴追を正当化するに足りると判断する証拠を知った日を始期とする12ヵ月の期間内のいずれの時点であれ行われるときは、これを治安判事裁判所において審理することができる。

(5) 本条は、次の各号に定めることで犯罪の実行後3年を過ぎてなされるものを認めない。

(a) イングランドおよびウェールズにおける裁判手続きの場合は、提出情報の審理（trial）、

(b) スコットランドにおける裁判手続きの場合は、裁判手続きの開始、または、

(c) 北アイルランドにおける裁判手続きの場合は、訴追申立ての審理

(6) 本条の目的に関して、本条第2項ないし第4項の証拠を知った日に関する公訴

(16) スコットランドの法務総裁は、イングランドにおける法務総裁（Attorney-General）に相当するものである。田中編・前掲（注14）529頁。

局長官、スコットランド法務総裁、北アイルランド公訴局長官または国務大臣の証明書 (certificate) は、確定証拠 (conclusive evidence) となる。

(7) 本条に定めるいかなるものも、1980年治安判事裁判所法 (the Magistrates' Courts Act 1980 (c. 43)) の第127条第1項、1975年 (スコットランド) 刑事訴訟法 (the Criminal Procedure (Scotland) Act 1975) の第331条または1981年 (北アイルランド) 治安判事裁判所令 (the Magistrates' Courts (Northern Ireland) Order 1981 (S. I. 1981/1675 (N. I. 26))) の第19条 (刑事裁判手続きのための通常の期限) により定められる期限内に行われる裁判手続きに影響を及ぼさない。

第1257条 犯罪に係る裁判権および手続き (Jurisdiction and procedure in respect of offences)

(1) 本編に基づく犯罪に係る陪審によらない裁判手続き (summary proceedings) は、本条によらずに行行使することができる裁判権を害することなく、次の各号に掲げる者に対し、次の各号に定める場所においてこれを行うことができる。

(a) 法人または法人格なき社団。当該法人等が事業等の拠点 (place of business) を置いている場所。

(b) 個人。当該個人が当面居住する場所。

(2) 本編に基づき法人格なき社団によって行われたものと申し立てられる犯罪に係る訴訟手続きは、当該社団の名において (当該社団の構成員の名においてではなく) 提起しなければならない。文書 (documents) の送達 (service) に関する裁判所の規則は、法人の場合と同様これを当該訴訟手続きの目的のために適用する。

(3) 1925年刑事裁判法 (the Criminal Justice Act 1925 (c. 86)) の第33条および1980年治安判事裁判所法 (c. 43) の附則第3 (法人に対する犯罪訴追手続き) は、法人格なき社団がイングランドおよびウェールズにおいて本章に基づき犯罪訴追を受ける場合に、法人の場合と同様これを適用する。

(4) 1945年 (北アイルランド) 刑事裁判法 (the Criminal Justice Act (Northern Ireland) (c. 15 (N. I.))) の第18条および1981年 (北アイルランド) 治安判事裁判所令 (S. I. 1981/1675 (N. I. 26)) の附則第4 (法人に対する犯罪訴追手続き) は、人格なき社団が北アイルランドにおいて本章に基づき犯罪の訴追を受ける場合に、法人の場合と同様これを適用する。

(5) 本編に基づき法人格なき社団によって行われたものと申し立てられる犯罪に係るスコットランドにおける陪審による訴訟手続きに関して、1975年 (スコットランド) 刑事訴訟法の第70条 (法人に対する陪審による裁判手続き) は、当該社団が法人であるとみなしてこれを適用する。

(6) 前4項にいう犯罪に係る有罪判決により法人格なき社団に対して科される罰金は、これを当該社団の財産から支払わなければならない。

通知等 (Notices etc)

第1258条 通知の送達 (Service of notices)

(1) 本条は、本編によりまたは本編をもって国務大臣以外の者に対して提供または

送達することを要しまたは認められる一切の通知 (notice), 命令またはその他の文書に関して, その効力を有する。

(2) 前項の文書は, 前項の者に対して, 次の各号に定める方法のいずれかによりこれを提供または送達することができる。

- (a) 当該者に対して当該文書を配達 (delivering) する方法,
- (b) 当該者の適当な住所に当該文書を置く (leaving) 方法, または,
- (c) 当該者の住所に宛てて当該者に対し当該文書を郵送する (sending by post) 方法

(3) 第1項の文書は, 次の各号に定める区分に応じ, 次の各号に定める者に対してこれを提供または送達することができる。

- (a) 法人の場合は, 当該法人の役員
- (b) パートナーシップの場合は, いずれかのパートナー
- (c) パートナーシップ以外の法人格なき社団の場合は, 当該社団の理事会のいずれかの構成員

(4) 本条および本条に適用される1978年解釈法 (the Interpretation Act 1978 (c. 30)) の第7条 (郵便による文書の送達) の目的に関して, ある者の適当な住所 (proper address) とは, (その者の居所であれ, またはその者が事業・営業を行いもしくは雇用されている場所であれ) その者の直近の住所であり, かつ, 次の各号に定めるものとする。

- (a) 公認監督団体の規則に基づき法定会計監査役としての選任資格を有するが, 連合王国内に事業の拠点を有しない者の場合は, 当該団体の住所
- (b) 法人または当該法人の役員の場合は, 連合王国内の当該法人の登記営業所または主要営業所 (principal office)
- (c) パートナーシップ以外の法人格なき社団または当該社団の理事会のいずれかの構成員の場合は, 連合王国内の当該社団の主要営業所

第1259条 電磁的記録 (Documents in electronic form)

(1) 本条は, 次の各号に定める要件が充足される場合にこれを適用する。

- (a) 第1258条が, 通知, 命令またはその他の文書を配達の方法により特定の者 (以下, 「受領者」 (the recipient) という。) に対して提供または送付することを認めていること, および,
- (b) 前号の通知, 命令またはその他の文書が次のいずれかの方法で受領者に対して送信されること
 - (i) 電磁的通信ネットワーク (electronic communications network) による方法, または,
 - (ii) その他の方法。その様式が, 受領者が当該方法を利用することで当該通知等を理解できるものであることを要する。

(2) 本編の目的に関して, 前項の送信は, 受領者が, 当該送信を行う者に対し, 通知, 命令またはその他の文書を前項の様式および方法で受領する旨の意思を表示する場合に限り, 受領者に対する通知, 命令またはその他の文書の配達と同等の効力を有

する。

(3) 本条第2項の目的に関して、ある者に対する意思表示は、次の各号に定めるところによる。

(a) 当該意思表示は、これを、当該者の要求する方法に従い当該者に対して行わなければならない。

(b) 当該意思表示は、包括的な受領の意思表示、または、一定の種類の通知、命令またはその他の文書に限定した受領の意思表示のいずれでもよい。

(c) 当該意思表示は、使用されるアドレスを明示しなければならない。

(d) 当該意思表示は、当該者が送信のために必要とするその他の情報を具備するものでなければならない。

(e) 当該意思表示は、いつでも、当該者が要求することができる方法により当該当該者に対して行う通知によりこれを修正または撤回することができる。

(4) 本条において「電磁的通信ネットワーク」とは、2003年通信法 (the Communications Act 2003 (c. 21)) に定めるところと同様の意義を有する。

解釈 (Interpretation)

第1260条 「関係者」の意義 (Meaning of “associate”)

(1) 本編において、関係者 (associate) とは、ある者に対する関係において、次項以下に定めるところに従ってこれを解釈するものとする。

(2) 個人に対する関係で、「関係者」とは次の各号に定める者を意味する。

(a) 当該個人の配偶者、私生活上のパートナー (civil partner) または未成年の子もしくは未成年の継子、

(b) 当該個人が取締役を務める法人、および、

(c) 当該個人の使用人またはパートナー

(3) 法人に対する関係で、「関係者」とは次の各号に定める者を意味する。

(a) 当該法人が取締役を務める法人、

(b) 当該法人と同一の企業グループに属する法人、および、

(c) 当該法人または当該法人と同一の企業グループに属する法人の使用人またはパートナー

(4) スコットランド法、または、パートナーシップが法人とされるその他の国または領域 (territory) の法に基づいて組織されたパートナーシップに対する関係で、「関係者」は、次の各号に定める者を意味する。

(a) 当該パートナーシップが取締役を務める法人、

(b) 当該パートナーシップの使用人またはパートナー、および、

(c) 当該パートナーシップのパートナーの関係者に該当するすべての者

(5) イングランドおよびウェールズもしくは北アイルランドの法、または、パートナーシップが法人とされないその他の国または領域 (territory) の法に基づいて組織されたパートナーシップに対する関係で、「関係者」は、そのパートナーの関係者に該当するすべての者を意味する。

(6) 本条第2項第(b)号、第3項第(a)号および第4項第(a)号において、有限責任パートナーシップ (limited liability partnership) である法人の場合には、「取締役」はこれを「構成員 (member)」と読み替える。

第1261条 本編限りの定義 (Minor definitions)

(1) 本編においては、別段の定めがない限り、

「住所」は、次の各号に定めるものを意味し、

(a) 個人に関しては、その者の通常の居所または営業所

(b) 事務所に関しては、連合王国内の登記営業所または主要営業所

「会計監査指令」(the Audit Directive) は、閣僚理事会指令78/660/EEC および同83/349/EEC を改正し閣僚理事会指令84/253/EEC を廃止する年次計算書類および連結計算書類の法定会計監査に係る指令2006/43/EC で、2009年1月1日以前のいずれかの時点で改正されているものを意味し、

「監査調書」(audit working papers) は、次の各号に定める要件に該当する一切の文書を意味し、

(a) 法定会計監査役または EEA 非参加国社会会計監査役によって保有されているまたは保有されていたものであること、かつ、

(b) 前号の会計監査役による会計監査の遂行に関連するものであること

「会社」は、計算書類について第16編に従って会計監査を受けなければならない会社またはその他の団体を意味し、

「取締役」は、法人に対する関係で、(名称の如何を問わず) 当該法人に関して取締役たる地位を占める一切の者⁽¹⁷⁾、および、その者の指揮または指図 (専門家の地位において行われる助言は除く。) に従って当該法人の取締役 (the directors) が通例的に行為する一切の者⁽¹⁸⁾ を含み、

「EEA 会計監査役」(EEA auditor) は、EC 法 (Community law) により要求される年次計算書類または連結計算書類の監査を行うことを会計監査指令に従い EEA 参加国の管轄機関 (competent authority) により認められた個人を意味し、

「EEA 参加国の管轄機関」(EEA competent authority) は、会計監査指令第2.10条

(17) イギリス会社法は1908年会社法以来、取締役の定義を実質的に定義している。この定義規定の趣旨等については、中村信男「イギリス法上の影の取締役」法研論集51号165頁以下 (1989年) および中村信男「イギリス法上の影の取締役規制の展開および法的位置づけの変容と日本法への示唆」石山卓磨ほか編著『(酒巻俊雄先生古稀記念) 21世紀の企業法制』537頁以下 (2003年、商事法務) を参照。

(18) 影の取締役 (shadow director) につき定めたものである。イギリス法上の影の取締役については、中村・前掲 (注17) 165頁以下、中村信男「イギリス2006年会社法における影の取締役規制の進展と日本法への示唆」比較法学42巻1号211頁以下 (2008年)、中村信男「イギリス会社法における影の取締役規制の進展・変容と日本法への示唆」私法71号253頁以下 (2009年) を参照。

の定義に含まれる連合王国以外の EEA 参加国の管轄機関を意味し、

「事務所」(firm) は、法人格の有無を問わず、個人を除いた、法人、単独法人およびパートナーシップまたはその他の法人格なき社団を含む一切の事業体 (entity) を意味し、

「企業グループ」(group) は、法人に対する関係で、当該法人、当該法人の支配会社 (holding company) または子法人であるその他の法人、または、当該法人の支配会社の子法人である他の法人を意味し、

「支配会社」(holding company) および「子法人」(subsidiary) は、これを第1159条および附則第6に従って解釈するものとし、

「役員」は、法人に対する関係で、取締役、支配人 (manager)、会社秘書役 (secretary)、または、当該法人の業務がその構成員によって行われている場合は、その構成員を意味し、

「親企業」(parent undertaking) および子企業 (subsidiary undertaking) は、これを第1162条および附則第7に従って解釈し、

「EEA 非参加国」は、EEA 参加国でもまた EEA 参加国の一部でもない国または領域を意味し、「EEA 非参加国社会会計監査役」は、法定会計監査役としての選任資格を有する者を除いた、EEA 非参加国の法に基づき法人格を付与されまたは設立された法人の計算書類の監査を当該国の法に従って行う資格を有する者を意味し、

「EEA 参加国の管轄機関」は、EEA 非参加国において設置された、会計監査役の規制または監視に係る職務権限を行使する組織を意味する。

(2) 本編の目的に関して、団体 (body) は、次の各号に定めるいずれかの要件を満たす場合に限り、これを「連合王国内において設立されたもの」とみなす。「連合王国内において」得られた資格とは、当該団体から授与された資格をいう。

(a) 当該団体が、連合王国の法または連合王国の一部の法に基づき法人格を付与され、または、設立されること、または、

(b) 当該団体の経営および管理の中心が連合王国内にあること

(2A) 本編の目的に関して、ジブラルタル (Gibraltar) はこれを EEA 参加国として扱う。

(3) 国務大臣は、規則をもって、法人またはパートナーシップでない団体 (firm) に対する本編の適用のために、または当該団体の説明のために必要または適切であると国務大臣が認める修正を本章について行うことができる。

(4) 本条第3項に基づく規則は、不採択決議手続きに服する。

第1262条 定義された文言のインデックス (Index of defined expressions)

以下の表は、本編において用いられる文言を定義またはその他の方法で説明する規定 (同一の条文においてのみ用いられる文言を定義または説明する規定を除く。) を示したものである。

文言	規定
住所（address）	第1261条第1項
適当な資格（appropriate qualification）	第1219条
関係者（associate）	第1260条
会計監査指令	第1261条第1項
監査調書	第1261条第1項
監査対象者（audited person）	第1210条第2項
会計検査院長官（Auditor General）	第1226条第1項
会社	第1261条第1項
権限委譲命令	第1252条第1項
（法人の）取締役	第1261条第1項
EEA 会計監査役	第1261条第1項
EEA 参加国の管轄機関	第1261条第1項
法規（enactment）	第1293条
連合王国において設立された	第1261条第2項
事務所（firm）	第1261条第1項
（法人に対する関係で）企業グループ	第1261条第1項
支配会社（holding company）	第1261条第1項
本編の主要な目的（main purpose）	第1209条
（監督団体の）構成員（member）	第1217条第2項
連合王国内で得られた	第1261条第2項
役員	第1261条第1項
親企業（parent undertaking）	第1261条第1項
資格付与団体	第1220条第1項
専門資格に関して、公認された	第1220条第3項および附則第3
資格付与団体に関して、公認された	附則第11の paragraph 第1（2）
監督団体に関して、公認された	第1217条第4項および附則第10
登録 EEA 非参加国社会会計監査役	第1241条第1項
資格付与団体の規則	第1220条第2項

監督団体の規則	第1217条第3項
法定会計監査役，法定会計監査，および，法定会計監査業務	第1210条第1項
子法人 (subsidiary)	第1261条第1項
監督団体	第1217条第1項
子企業 (subsidiary undertaking)	第1261条第1項
EEA 非参加国 (third country)	第1261条第1項
EEA 非参加国会社会計監査役	第1261条第1項
EEA 非参加国の管轄機関	第1261条第1項
EEA 非参加国の法に基づき設立された連合王国内上場会社	第1241条第2項

細則および通則 (Miscellaneous and general)

第1263条 会計士団体に影響を与える変更の結果として規定を定める権限 (Power to make provision in consequence of changes affecting accountancy bodies)

(1) 国務大臣は，規則によって，次の各号に定める団体に影響を与える名称の変更，合併 (merger) または事業譲渡 (transfer of engagements) の結果，国務大臣において必要または適当であると認める法規 (enactments) の修正を行うことができる。

(a) 公認監督団体または公認資格付与団体，または，

(b) その他の法規において言及され，または，その他の法規の目的に関して承認，認許その他の公認を受けている会計士団体

(2) 本条に基づく規則は，不採択決議手続きに服する。

第1264条 後行改正 (Consequential amendments)

附則第14は，本編に関する後行改正 (consequential amendments) を含む。

[中村信男]

[付記] 本稿は，平成19年度～21年度科学研究費補助金 (基盤研究 (C)) による研究「イギリス新会社法の基礎的・全体的研究およびわが国会社法との比較研究」(課題番号19530081) の研究成果の一部である。